



会津坂下町告示第5号

本町の区域内の字の区域を次のとおり変更する旨、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第2項の規定により告示する。

なお、この効力は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定による成果の認証の日から生ずる。

平成19年3月16日

会津坂下町長 竹内 显俊



新		旧		地番
大字	小字	大字	小字	
船杉	村中	船杉	根柄巻	甲862、甲863及びこれらの区域に隣接する水路である公有地の全部
	大門	船杉	五百苺	甲869の2、甲869の3
			横捲	甲914の2